



8 環境保全の取組

(1) 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償業務の概要

公害健康被害補償制度は、昭和 30～40 年代の著しい大気汚染又は水質の汚濁によって引き起こされた健康被害に対して、被害者の方々への迅速な救済を目的としてつくられた行政上の制度です。

この制度では、昭和 49 年 9 月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律（補償法）」に基づき、大気汚染などの公害の原因となる物質を排出した事業者から賦課金（約 459 億円）を徴収し、自動車重量税を財源とする国からの交付金等（約 113 億円）と合わせて、公害による健康被害者のための補償給付費（約 571 億円）及び公害保健福祉事業費（約 1 億円）として都道府県等へ納付しています。

【補償給付】

- ①療養の給付及び療養費
- ②障害補償費
- ③遺族補償費
- ④遺族補償一時金
- ⑤児童補償手当
- ⑥療養手当
- ⑦葬祭料

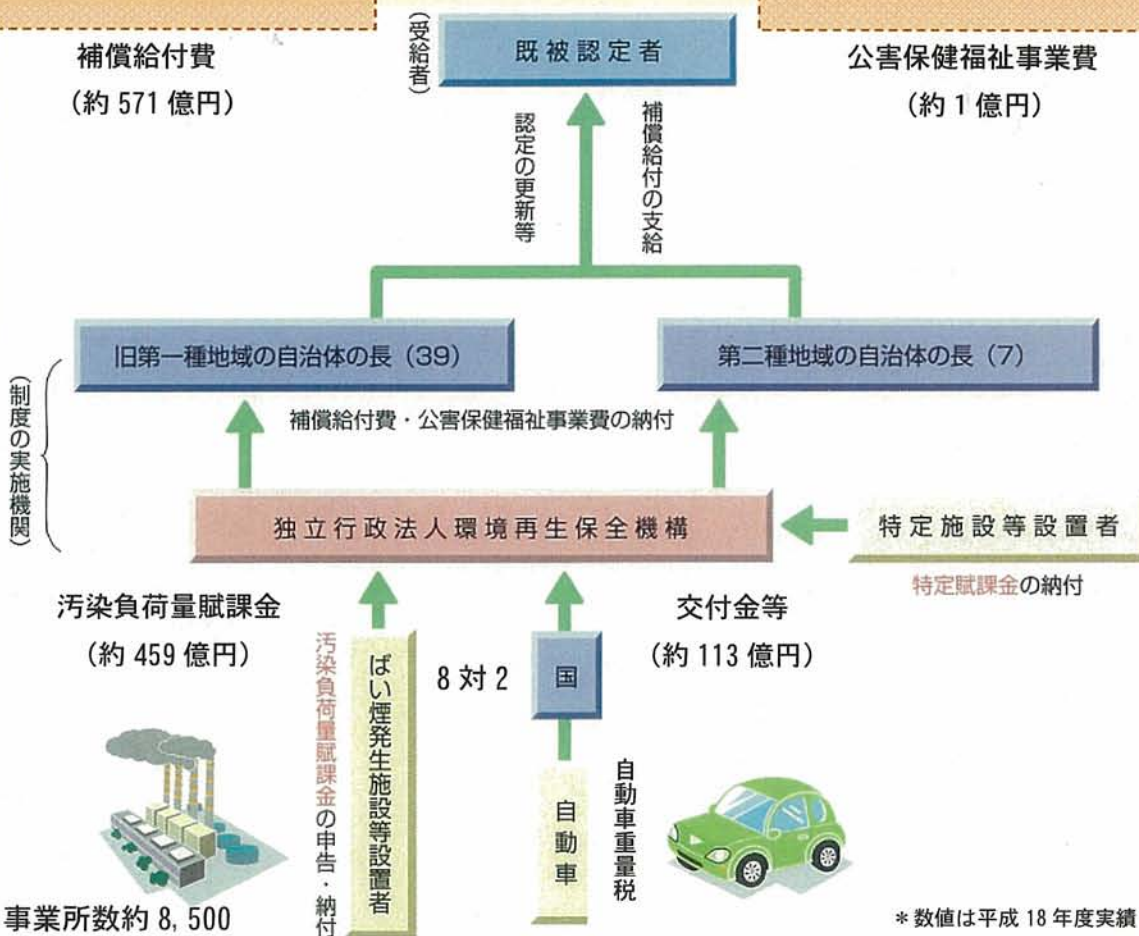
補償給付費
(約 571 億円)

【公害保健福祉事業】

- ①リハビリテーション事業
- ②転地療養事業
- ③療養用具支給事業
- ④家庭療養指導事業
- ⑤インフルエンザ予防接種費用助成事業

公害保健福祉事業費
(約 1 億円)

患者数 47,193 人
(平成 19 年 3 月末)



* 数値は平成 18 年度実績

● 汚染負荷量賦課金について

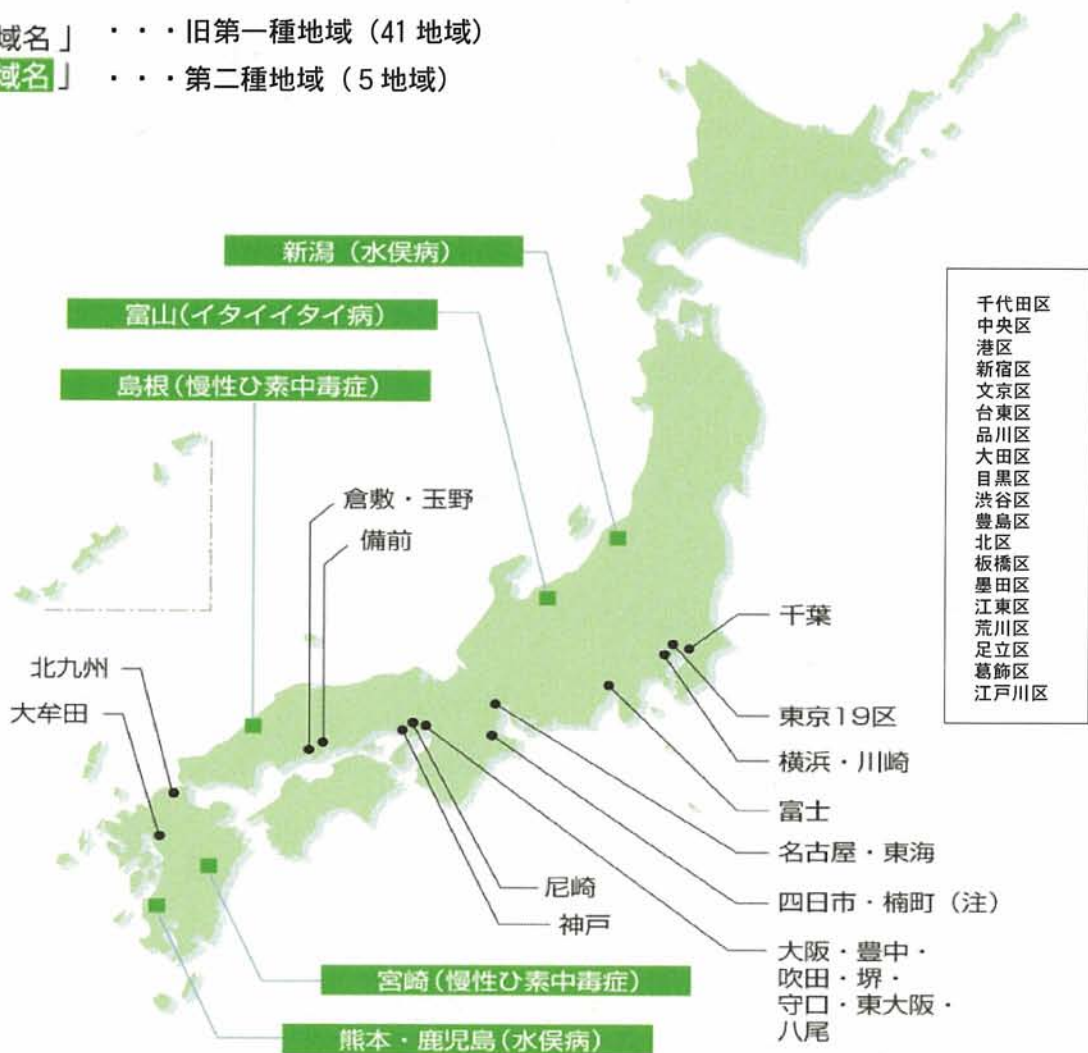
汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、旧第一種地域（著しい大気汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発していた地域）の公害健康被害者に対する補償給付等に必要の費用の8割分に充てるために、原則として昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していた者から硫黄酸化物（SO_x）の排出量に応じて負担を求めるものです。

なお、第一種地域の指定は、大気汚染の態様の変化を踏まえ、昭和63年にすべて解除され、以降新たな患者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた患者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。

● 特定賦課金について

特定賦課金は、第二種地域（水俣病やイタイイタイ病のように汚染原因物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域）の患者に対する補償給付等に必要の費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から徴収するものです。特定賦課金の納付は、納付義務者が限定されているため、機構で調査の上で納付義務者を特定し、賦課金の額を決定して通知する方法がとられています。

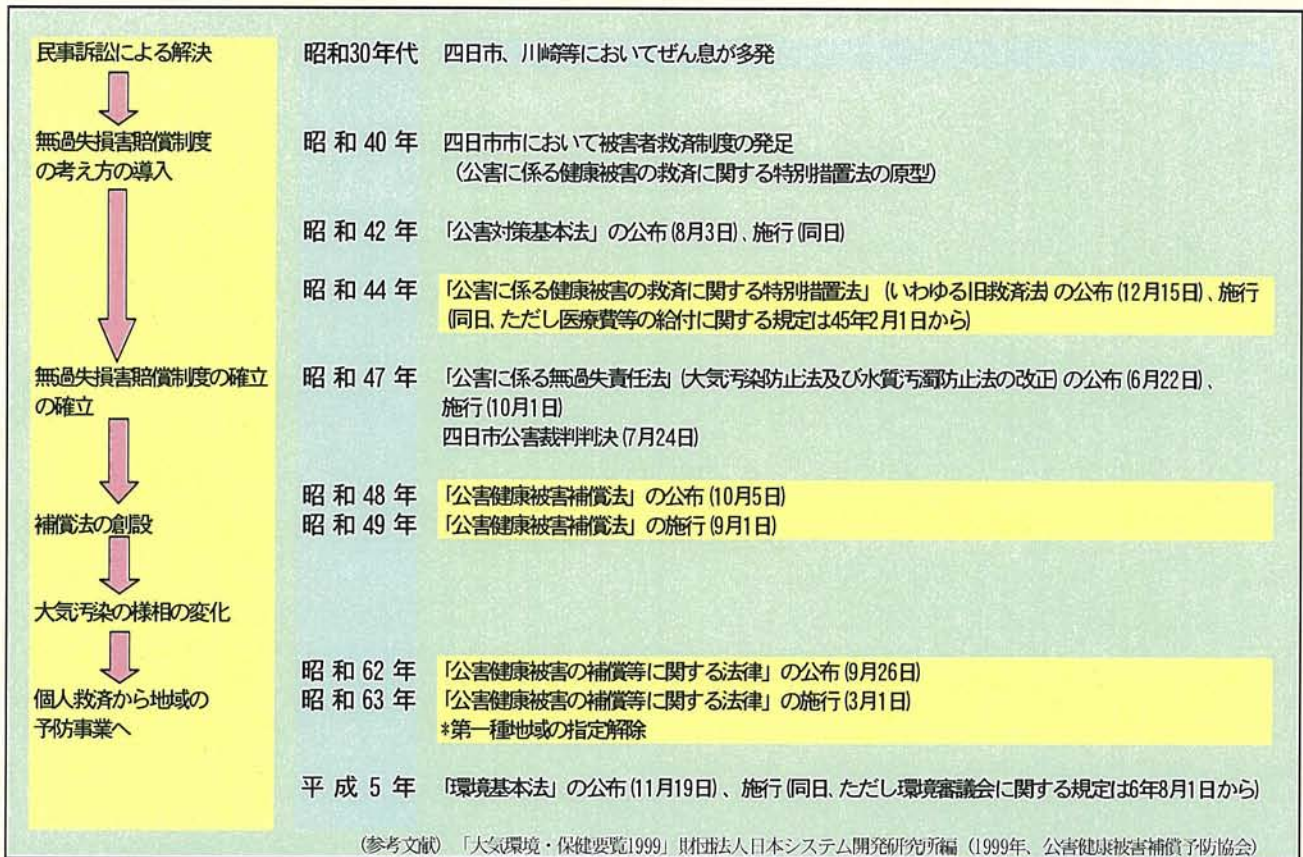
- 「● … 地域名」 …… 旧第一種地域（41地域）
- 「■ … 地域名」 …… 第二種地域（5地域）



(注) 楠町は平成17年2月より四日市市に合併

公害と救済制度の変遷

公害健康被害補償制度は、制度の対象となる者の認定方法、補償給付の内容、汚染者負担の原則(PPP)に基づいた費用負担のあり方等、世界に例を見ない特徴を持つものであり、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきました。救済制度の変遷については、以下のとおりです。



SOx排出量削減に対する寄与

我が国は、昭和30年代以降、重化学工業を中心とした経済の急激な拡大や急激な都市化の進展により、大気汚染等の環境汚染の著しい進行をもたらしました。公害健康被害補償制度は、公害健康被害者の救済を主目的としていますが、大気汚染物質の排出基準の強化、総量規制の導入等の国等の諸施策とあいまって、大気中のSOxの減少にも貢献してきました。

汚染負荷量賦課金は、昭和49~62年までは申告年度の前年に排出したSOx量から算出しているため、SOxを削減するインセンティブがありました。したがって、昭和63年の法律改正でも、昭和57~61年に排出したSOx量から算出する過去分賦課金に加え、申告年度の前年に排出したSOx量から算出する現在分賦課金を設けることによって引き続きSOx削減のインセンティブが働くようになっています。

■ SOx排出量の推移



環境配慮の取組

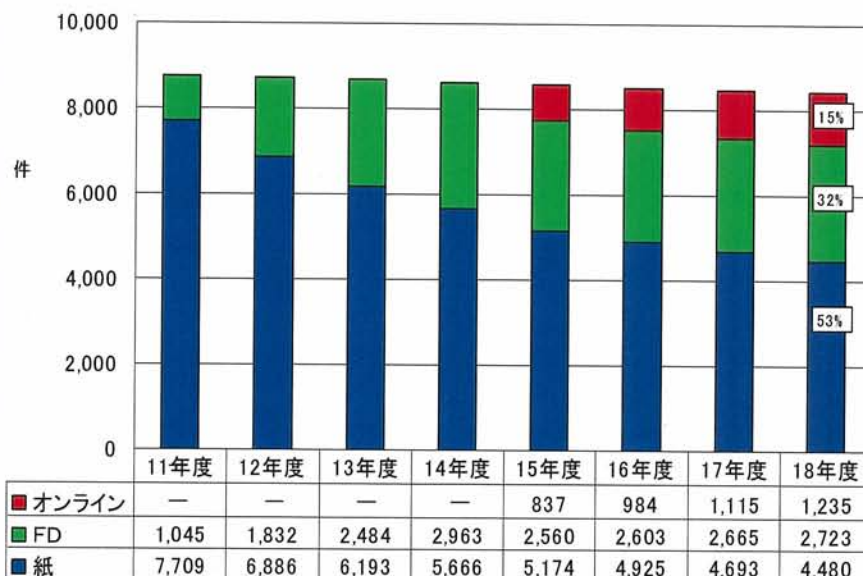
○電子化推進によるペーパーレス化

機構では、汚染負荷量賦課金の申告に関し、用紙申告のほかにフロッピーディスク（FD）による申告を導入したの続き、平成15年度よりオンライン申告を導入し、事業所の皆様における申告事務の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化について、推進しています。

平成18年度では、約47%の事業所においてFD又はオンラインによる申告を行っていただき、その比率は年々増加してきています。

また、申告関係の業務を委託している商工会議所、補償給付事業や公害保健福祉事業を行っている都道府県等の事務処理についてもFDで行っており、オンライン化によって、更なる電子化を推進し、紙そのものの使用量を削減する取組を行っています。

■申告方式別申告事業所数推移



コラム（職員の声）

紙からFD、オンラインへ

補償業務部及び大阪支部のシステム整備を担当しています。

このシステムは、公害健康被害補償業務の根幹をなしており、業務を円滑に進めていくうえで必要不可欠なものです。そのことを常に意識し、システムトラブルにより業務に支障が生じないように心がけています。また、問題が起きても迅速に対応できるようにシステムに関する情報を常に入手したり、問題点を取りまとめ、より使いやすいシステムになるよう改善を図っています。

一方、賦課金については、用紙に加えFDとオンラインの三通りの申告方法があります。これにより、事業者の方々の事務処理の負担軽減に役立つとともに、内部の事務処理におけるペーパーレス化も図っています。



補償業務部 天羽 良次

(2) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業の概要

個人補償から地域住民の健康被害予防への転換

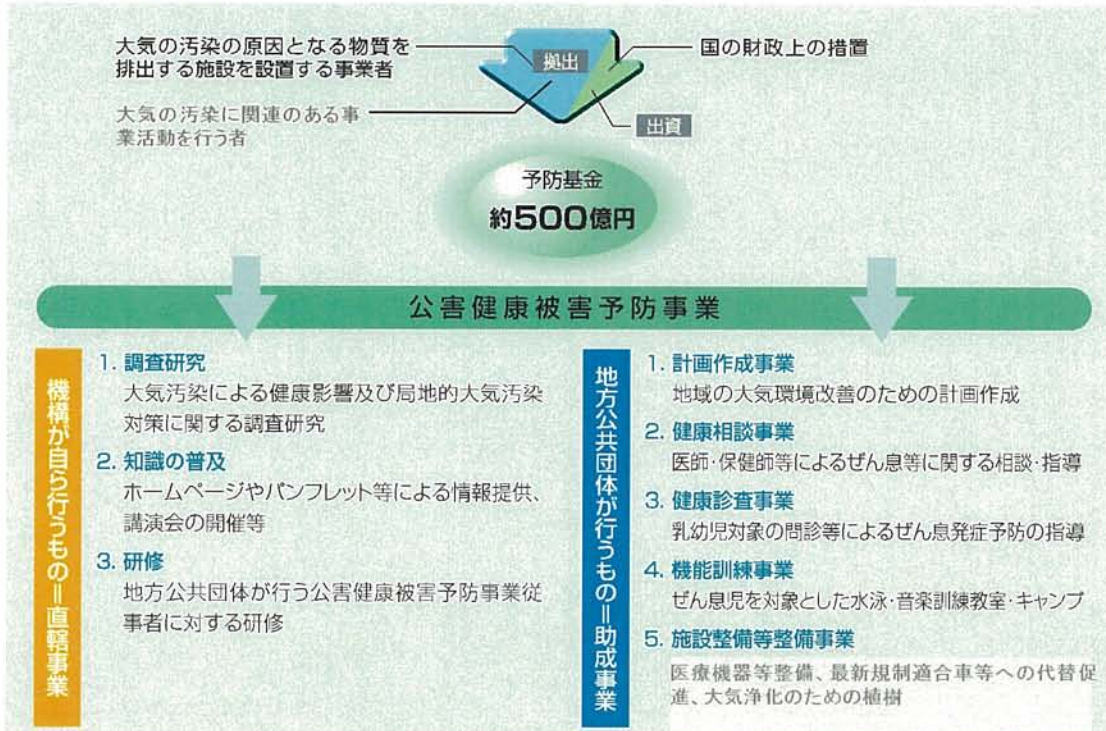
現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の疾病の主たる原因とは言えませんが、これらの疾病に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できません。こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業の対象地域は、旧第一種地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。



公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金（約500億円）を設け、その運用益により賄っています。



ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防・健康回復、ぜん息を含むアレルギー疾患の克服のための事業を行っています。

機構では、保健師や専門医がみなさんのぜん息に関する悩みに無料でお答えする「ぜん息電話相談室」を実施しています。フリーダイヤル 0120-598014（こきゅうはいーよ）まで、お気軽にご相談ください。パンフレットや冊子等による情報提供も積極的に行っています。詳しくは、29ページをご覧ください。

また、左の地図にある対象地域では、地方公共団体がぜん息等を予防するために実施している事業に対して助成を行っています。ぜん息等に関する健康相談事業や、乳幼児健診の際にぜん息の素因をチェックする健康診査事業、音楽療法や水泳訓練、ぜん息キャンプでぜん息児の健康回復を目指す機能訓練事業などがあります。お住まいの地方公共団体で実施している事業については、予防事業部環境保健課（044-520-9572）までお問い合わせください。



ぜん息電話相談室

フリーダイヤル

こきゅうは いーよ
0120-5 9 8 0 1 4

受付曜日・時間：
月～金（祝祭日を除く）
9：00～17：00



機能訓練事業
(ぜん息キャンプ)

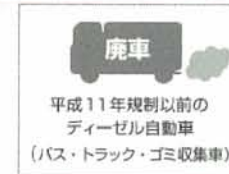
健康診査事業



現在使用している古いディーゼルのトラック・バスを最新規制適合車等に代替をする場合に、助成を行っています。

機構では、左の地図にある対象地域の地方公共団体に対して、大気環境の改善を目的として最新規制適合車等への代替を促進するための助成事業（最新規制適合車等代替促進事業）を行っています。また、地方公共団体を通じて民間事業者に対する助成も行っています。

対象となる地方公共団体や要件、助成率等については、予防事業部環境改善課（044-520-9567）までお問い合わせください。



コラム（職員の声）

事業を通じてぜん息で悩む方のお役に立ちたい

予防事業部において、主として地方公共団体が行う事業に対する助成事業と知識の普及、調査研究など、ぜん息を予防するための事業を担当しています。

知識の普及としては、パンフレット・健康管理カレンダーの作成や、ぜん息電話相談室などがあり、地方公共団体の方や地域住民の方に役立てていただける事業を実施しています。

全国の公立小中高校に通う子どものうち 5.7%がぜん息にかかっていることが、今年公表された文部科学省の調査で分かりました。こうした現状から、予防事業の重要性を改めて認識しています。

日本の空は世界中とつながっています。大気が汚れてしまうと、人の生活だけでなく地球全体に影響が出かねません。事業を通じて少しでもぜん息で悩む方のお役に立てればと願っています。



予防事業部 篠原 泰

環境に対する意識を高めるために、各種イベントを実施しています。

エコカーワールド2006

環境にやさしい低公害車（エコカー）の普及を目指して。

低公害車の普及促進や、環境にやさしい運転「エコドライブ」を進めていくために、エコカーワールドをはじめ、各地で低公害車フェアを開催しています。

「エコカーワールド2006」は6月3日（土）、4日（日）に横浜赤レンガ倉庫前広場で開催し、2日間で延べ66,000人の方にご来場いただきました。

最新の電気自動車や燃料電池自動車など約90台の低公害車（エコカー）の展示を行ったほか、実際にエコカーに試乗したり、ソーラーカーを作って専用コースで走らせたりするコーナーなどを設け、身近にエコカーの魅力を感じられるイベントとなるよう工夫しました。

また、イベント舞台上で使用する音響装置等の電力を、ソーラーパネルを搭載したトラック（ソーラーパワートラック）で賄うなど、環境配慮に努めました。



会場の様子



イベント広場とソーラーパワートラック

大気汚染防止推進月間事業

かけがえのない青い空の大切さを呼びかけています。

12月は自動車交通量の増加、ビルや家庭の暖房などの影響もあり、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質濃度がより高くなる時期です。

環境省と機構、全国都道府県では、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」として、きれいな空を守ることの大切さを呼びかけています。

その一環として、青い空の大切さや空気をきれいにするために一人一人がやるべきことなどを呼びかけるポスター図案の募集を行いました。平成18年度は、合計1,773点の応募があり、優秀作品として表彰された作品は、「大気汚染防止推進月間」ポスターとして全国で掲示されました。

また、エコドライブコンテスト（P. 6 特集参照）を実施し、事業所における環境にやさしい運転「エコドライブ」の取組を表彰しました。



機構理事長賞を受賞したポスター

ポスター応募 合計 1,773 点

小学生：301 点

中学生：992 点

高校生：369 点

その他※：111 点

※幼児、大学生、一般等

●パンフレットや冊子を無料で提供しています。

機構では、各種刊行物等を製作しています。パンフレットについては配布、ビデオやDVD、パネルについては貸出しを行っています。お申込みはお電話またはホームページで受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

ぜん息等に関するものはこちらへ 予防事業部 環境保健課 電話044-520-9568

環境再生保全機構ホームページから……「ぜん息などの情報館」→「パンフレット&ビデオ」



⇒ **パンフレット&ビデオ**

ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防やケア、健康回復に役立つパンフレット等を作成しています。ぜん息等の予防・克服のためにお役立てください。

生活情報誌

ぜん息&慢性閉塞性肺疾患のための生活情報誌

すこやかライフ



ぜん息、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の患者さんに対し、ぜん息等の予防・回復に資するための情報提供を目的とした、生活情報誌です。

年2回発行

DVD・ビデオ・CD-R

明日に向かって
～思春期にぜん息の君へ



ぜん息をもつサッカー部の高校生が主人公のアニメーション編、スピードスケートの清水宏保選手と松井猛彦先生との対談編の2編成。

子どもの頃ぜん息と闘いながらもサッカーに取り組んできた南雄太選手（柏レイソル）からのコメントもあります。 媒体：DVD・ビデオ・CD-ROM

大気環境に関するものはこちらへ 予防事業部 環境改善課 電話044-520-9567

環境再生保全機構ホームページから……「大気環境の情報館」→「環境に関するビデオ・パンフレットなど」



大気環境をはじめとする環境問題に関する理解を深めることを目的にしています。各種イベントや教育現場などでお役立てください。

なるほど環境
ディクショナリー



わたしたちが暮らす地球の環境に今起きている数々の問題について、キーワードごとにやさしく解説しています。

また、付属のCD-ROMでは、この本の内容についてどれだけ理解できたかをクイズ形式によって復習することができます。

パンフレット

進む地球温暖化



地球温暖化のメカニズムや、このまま温暖化が進んだ場合の様々な影響、現在、国内外で起きている異常気象などを解説しています。

また、地球温暖化を食い止めるための各種の法律や規制などについても分かり易く説明し、日常生活でもできる取組を紹介しています。

(3) 地球環境基金事業

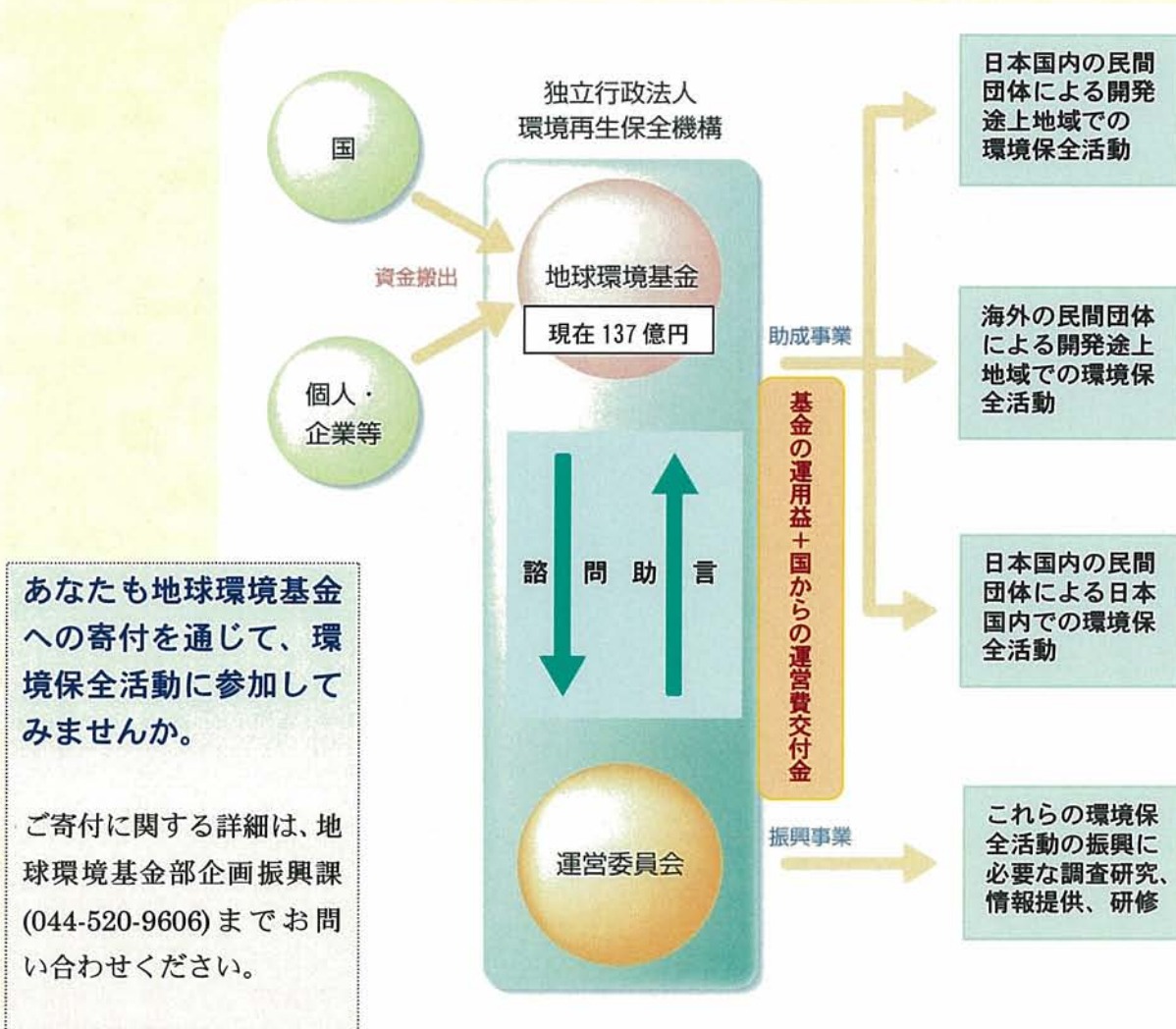
地球環境基金事業の概要

オゾン層の破壊や地球温暖化、砂漠化、酸性雨など、地球環境問題が深刻化する中、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称、地球サミット）」において、民間団体による環境保全活動の重要性が認識されたことを契機として、「地球環境基金」が平成5年に創設されました。



「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金で、その運用益（利息）と国からの運営費交付金によって、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援する助成事業（環境保全活動を行う国内外の民間団体への活動資金の助成）及び振興事業（民間団体の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修）を行っています。このほか、「環境保全活動に関する幅広い情報提供や人材育成支援」を行っています。

■地球環境基金の仕組み



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

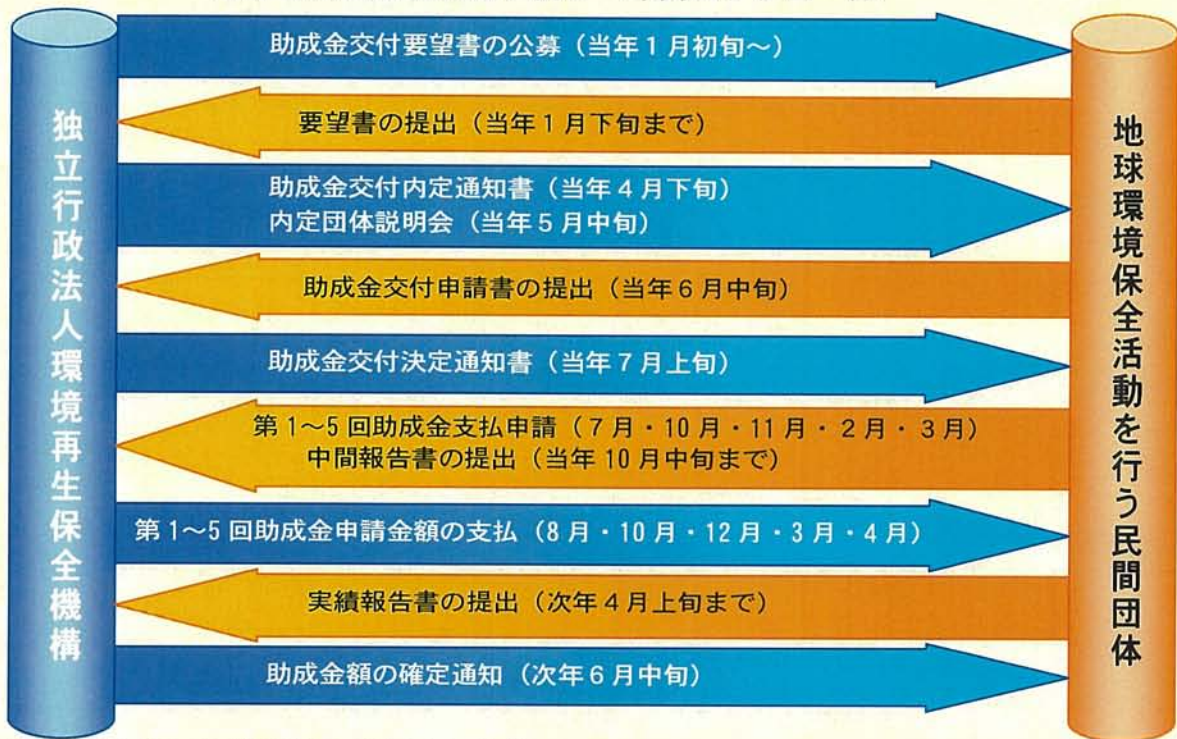
【助成対象団体】

- ①財団法人 ②社団法人
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）
- ④定款、寄付行為に準ずる規約を有することなど一定の条件を満たす法人格の無い団体

【助成の対象】

- ①自然保護・保全・復元 ②森林保全・緑化
- ③砂漠化防止 ④大気・水・土壌環境保全
- ⑤地球温暖化防止 ⑥循環型社会形成
- ⑦環境保全型農業等 ⑧環境教育
- ⑨その他（国際会議の開催、国際的なネットワークの形成等）

地球環境基金助成金手続き 年間スケジュール



■地球環境基金助成採択件数及び確定額の推移

区分	単位	H05年度～ H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
イ案件	件数	832	58	57	48
	百万円	3,820	247	235	203
ロ案件	件数	199	7	9	7
	百万円	792	22	31	23
ハ案件	件数	1,151	138	136	115
	百万円	3,179	446	438	353
合計	件数	2,182	203	202	170
	百万円	7,791	715	704	579

注) イ案件: 日本国内の民間団体による開発途上地域での環境保全活動
 ロ案件: 海外の民間団体による開発途上地域での環境保全活動
 ハ案件: 日本国内の民間団体による日本国内での環境保全活動

なお、手続きについての詳細は、機構ホームページをご参照ください。または、地球環境基金部地球環境基金課(044-520-9505)までお問い合わせください。

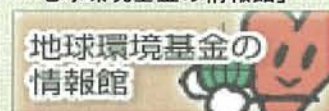
環境再生保全機構ホームページから



→

「地球環境基金の情報館」

⇒



● 助 成 事 業 紹 介

ここでは、平成 18 年度に各環境 N G O が地球環境基金の助成により活動した事例のうち、海外民間団体による開発途上地域での環境保全活動について紹介します。

団体名 : Asia Forest Network

活動名 : アジア森林セクターの M D G s 達成への貢献のための地域間交流

活動地域 : 東南アジア、南アジア

分野 : 森林保全・緑化

<活動の背景と目的>

今日、世界人口のおよそ 16 億人が森林資源に依存した貧困層であり、そのうち 4.5 億人がアジアの森林に依存していると推測される。地域住民主体の参加型森林管理[※]は、こうした森林依存者の生活を保護し、貧困削減にも貢献する施策であり、特にアジア地域での成功例の報告は多い。国連ミレニアム目標 (M D G s) に謳われている「2015 年までに最貧困人口を半減する」という目標達成のためには、参加型森林管理を森林管理上重要なアプローチとして位置づけていく必要がある。

参加型森林管理は、実践面で効果を挙げているが、国や地域などの森林政策には十分に反映されていない。また、貧困削減の取組の重要性の認識が高まる一方で、参加型森林管理がその有効な対応策であるとの位置づけもいまだ十分ではないのが現状である。本活動は、各地域の実践経験の相互交換を目的に、実地調査を経た後、参加型森林管理の貧困削減への効果についてアジア地域の学びを結集する場として地域会議の開催を目的としたものである。

<活動の概要>

活動 (1) 森林と貧困削減に関する研究活動

フィリピン、タイ、カンボジアにおいて、森林と貧困削減に関する現地調査を行い、国際会議 (下記 (2) 参照) の題材として活用し、調査結果を報告書として作成、配布した。

活動 (2) 国際会議「森林セクターの M D G s への貢献」開催

アジア・太平洋地域コミュニティーフォレストリー研修センターとの共催で、バンコクにおいて、アジア 7 カ国からの森林セクターの関係者を対象に地域会議を開催。同地域でのミレニアム開発目標達成と人間の安全保障において参加型森林管理の果たす諸役割を確認することにより、本会議は今後同目標達成に向けた有効な施策を追究するための参加者の相互啓発の場となった。会議終了後には報告書「M D G の現実化と森林復元」を作成、配布した。

活動 (3) シンポジウム「フィリピン資源管理の地方化：地方政府の連携構築・形成への参加」参画

災害対策や貧困削減を考慮した有効な自然資源管理のための参加型土地利用計画を目的とした地方政府および地方住民、中央政府や N G O との連携 のあり方についてのフィールドシンポジウムに参画し、インドネシアからのパートナーを招来した。

※用語解説 : 「参加型森林管理」とは、「持続的な森林保全及び利用を可能とすることを目的として、森林利用者である住民を含む関係者が参画して、計画策定や具体的な森林管理をおこなうこと。」をいう。

<活動の結果と効果>

参加型森林管理と国際ミレニアム開発目標、そして人間の安全保障を対象にした本プロジェクト主催の地域会議は、準備段階から多くの関心を集め、アジア7カ国の地方政府、市民団体、国際機関から40人を超える参加があった。

会議参加者は、自然保護域、土地利用計画、違法森林活動抑制に焦点を当てたセッションと現地視察を通し、貧困に住む地域住民の必要性に適った貧困削減と人間の安全保障に寄与する参加型森林管理の可能性についてのそれぞれの経験を共有し、意見交換を行った。

また、本活動期間中には、現地調査先の村における地域住民への連携管理に関する提言や、森林と貧困削減のつながりについての記事の寄稿、国際機関主催の会議での研究成果の発表などさまざまなレベルでの啓発活動も行った。1年という短い活動期間ではあったが、本プロジェクト主催の地域会議を基底としたフィールドシンポジウムの開催や、同様の目標をかかげた大規模な国際会議の参画を依頼されるなど波及効果がみられた。



タイにて、森林保全と安全保障について学ぶ会議参加者たち

コラム（職員の声）

民間の方々と取り組む自然保護活動

野生生物の保護管理を勉強していた関係もあり、地球環境基金部では自然保護分野を担当しています。

自然保護といっても、大型動物から、鳥類、魚類、昆虫類、植物まで幅が広く、団体の活動を通して、自分が学んだこと以上に様々な問題を知ることとなり、自然保護分野の環境保全活動の多様さと奥深さを実感します。

助成先NGO団体の方々はとても熱心に誇りをもって活動に取り組んでおられるので、私も団体の方の話聞くこと、そして現場に赴くことで応えようと心がけています。

自然保護関係分野は話題性が高く、助成先団体の活動がメディアで取り上げられることも多くあり、高く評価された時には自分が成し遂げたようにうれしく感じますし、誇りに思います。

また、振興事業として研修講座等を開催していますが、助成団体の活動と関連させて、そのときどきのトピックを取り上げています。ツキノワグマが異常出没して大騒ぎになったときに開催した「緊急！！クマシンポジウム」は、定員を大幅に超える方に参加いただき、会場の階段まで埋まる盛況でした。外来生物法の施行に伴い開催した「外来生物対策シンポジウム」も会場となった大学の大きな階段教室が聴衆で埋まるなど、関心の高さが伺えるものとなりました。

これからも、社会の流れを捉え、地球環境基金に求められていること、できることを、助成と研修を通じて民間団体の環境保全活動がより盛んなものになるよう努めていきたいと思っています。



地球環境基金部 水谷 綾子

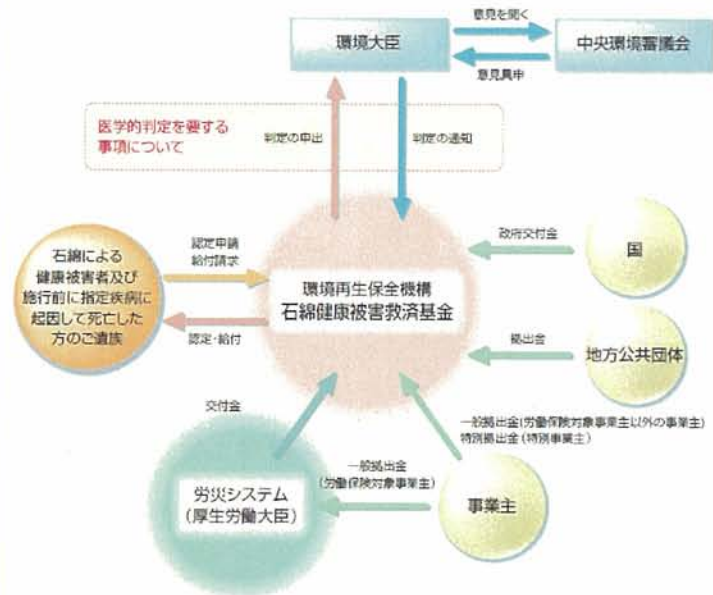
(4) 石綿健康被害救済業務

●石綿による健康被害救済制度の概要

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

石綿（アスベスト）による中皮腫や肺癌を発症している方及びこの法律施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族で労災補償等の対象とならない方に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

■石綿健康被害救済制度の概要フロー図



■救済給付の内容と給付額

現在療養中の方への給付

医療費（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・自己負担分
療養手当（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・103,870円／月

現在療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

葬祭料（葬祭を行う方が請求）・・・・・・・・・・・・・199,000円
救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）・・・個別に算定

制度施行前（平成18年3月27日より前）にお亡くなりになった方の遺族への給付

特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）・・・2,800,000円
特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）・・・・・・・・・・・・・199,000円

コラム（職員の声）

石綿健康被害救済業務に携わって

石綿健康被害救済部給付課で、主に石綿健康被害者やご遺族の方々からの救済給付の請求、支給等の相談、特別遺族弔慰金等の認定、医療費、特別遺族弔慰金などの支給に関する業務を担当しています。

平成17年夏頃から、石綿による健康被害が社会的に大きな問題となり、患者さんたちの速やかな救済を図るため、平成18年2月に石綿健康被害救済法が成立、同年3月27日に施行されました。

この法律において、機構は労災補償等による救済の対象とならない方々の救済業務を担うこととなりました。患者さんやご遺族の方々の手続きに要するご負担をできるだけ軽減できるように、申請書類等のご質問、追加資料の依頼の際にはわかりやすく説明するように心がけ、医療費などの支給が速やかに行われるよう努めていきたいと思っています。



石綿健康被害救済部 日高 桂子

●認定等の状況

平成18年3月20日に申請書・請求書の受付を開始し、平成19年3月31日までに療養中の方からの認定申請1,744件、施行前死亡者の遺族の方からの特別遺族弔慰金等請求2,181件、計3,925件の申請書等を受け付け、療養中の方々1,235件、施行前死亡者の遺族の方々1,822件、計3,057件の認定等の決定を行いました。

平成19年3月31日現在、認定された方々への救済給付は、延べ計4,545件、金額にして55.2億円の給付を行いました。内訳として療養中の方（申請中死亡の方等を含む）に対する医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金は、計9.3億円、施行前死亡者の遺族の方の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、計45.9億円となっています。

認定等の状況(件数)
平成19年3月31日現在



救済給付の支給実績(単位:千円)
平成19年3月31日現在



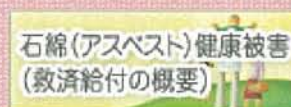
●申請・請求等の相談窓口

救済給付の申請や請求等の手続きを行う場合は、機構の石綿健康被害救済部（フリーダイヤル：0120-389-931）もしくは環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等でご相談を受け付けています。

なお、機構のホームページからも詳細な情報をご覧いただけます。詳しくは、下記までお願いします。

石綿健康被害救済給付についての情報（石綿健康被害救済部）

機構のホームページ（<http://www.erca.go.jp/>）から「石綿(アスベスト)健康被害(救済給付の概要)」



●申請・請求等の留意点

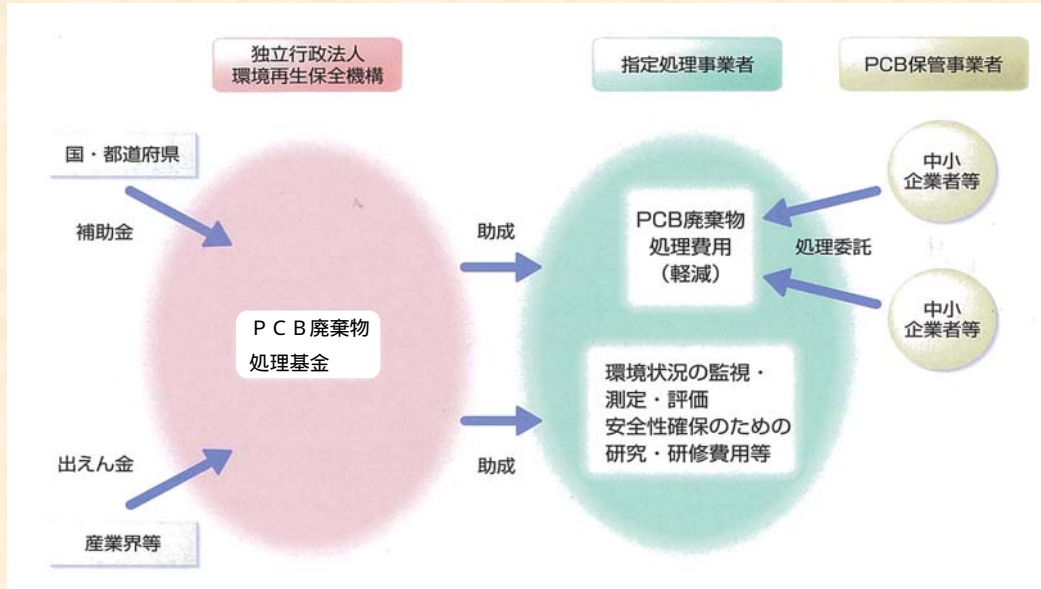
この法律の施行後（平成18年3月27日以降）に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんは、症状の進行が早く概ね2年で死に至るといって当該疾病の特殊性があります。

このため、現在、石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんにかかっている方には、早急に申請することをお勧めしています。

また、施行前死亡者の遺族の特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限は、この法律の施行（平成18年3月27日）から3年後の平成21年3月27日までとなっていますので注意を喚起しています。

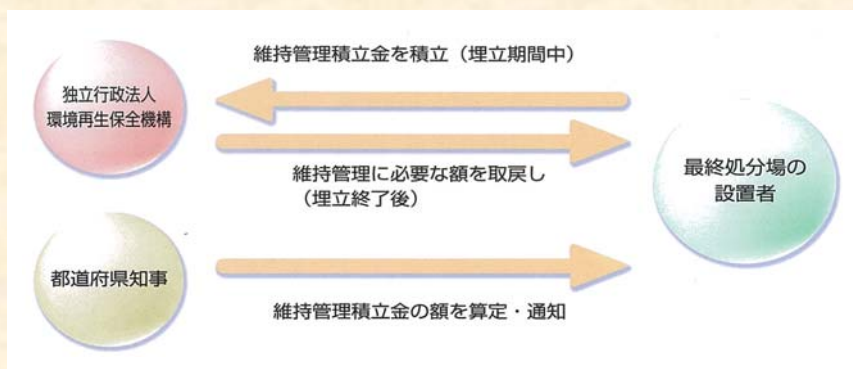
(5) PCB 廃棄物処理基金業務

「PCB廃棄物処理基金業務」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成された「PCB廃棄物処理基金」から環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修等の促進を図ることを目的として助成を行っています。



(6) 維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要のため、これに要する費用について、環境省令で定める最終処分場の設置者が「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により義務づけられています。機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



(7) 建設譲渡事業及び債権管理・回収業務

機構では、大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する建設譲渡事業を行っています。（平成18年度に施設整備を終了。）

また、環境保全のために建設し、譲渡した施設（緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業）及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。